

注：以下の拙文は、一九九〇年に『あも』（メディカ出版）第三号に掲載されたものです。現在は使われていない医学用語もありますが、当時のままにしております。

## 登校拒否の神話

京都市児童福祉センター診療所医師

門 眞 一 郎

### 登校拒否は病気だという神話

ズル休みして仲間と遊びまわる(怠学)でもなければ、自らの価値観や人生観から主体的に学  
校を拒否するのではない。不安や葛藤のために、学校へ行こうとしても行けなくなる場合を、「登  
校拒否」と呼びます。このいわゆる「登校拒否」は、登校拒否症とか学校恐怖症とも呼ばれること  
があります。「症」がつくと、いかにも病気のように聞こえますが、「登校拒否」自体は、決して病気  
ではありません。公に通用するような病名分類表にも、「登校拒否症」や「登校拒否」は載っ  
ていません。登校拒否自体が病気だというのは、神話に過ぎません。いわゆる登校拒否というのは、  
心が病んでいるのではなく、疲れ切っている状態、疲労困憊した状態なのです。

そう考えれば、次にすべきことは自ずと明らかになります。登校拒否を病気だと考えるから、  
次に治療のことを考えたいのです。しかし登校拒否が病気ではなく疲労であれば、休息を与  
え、栄養を補給してあげることが大切になります。心の休息と栄養です。

まずは、子どもをゆつくり休ませることです。やれ「義務教育だ!」とか、「学校に行け!」とか、  
はては「なまけている!」「わがままで!」などなど……、まわりの大人からのこういった対応がど  
んなに的はずれなものかすぐにわかります。的はずれどころか、かえって子どもを追い込み疲れさ  
せることになりかねません。休息がとれず、どんどん疲労がたまっていくと、今度は本当に病気に  
なってしまいます。すなわち二次的な神経症状(対人恐怖・強迫症状)やうつ状態などです。

ですから、まずは休養! 学校に行くのをやめる。十分に睡眠をとる。気持ちをリラックスさせ、  
学校に行かないことは悪いことだという考えを捨てる。周囲の者は「学校に行け」と言わない、な  
どなど。こういったことが心の休息には絶対が必要です。

心の栄養補給のほうはどういうことになるでしょうか。まずは遊ぶこと。次に学ぶ。というより  
は、〈遊びが学び、学びが遊び〉ではないでしょうか。〈学ぶ〉といっても、現在のほとんどの学校で行  
われているような、強いて勉めてやるような〈勉強〉ではなく、自分自身の好奇心や気持ちや、意  
欲の高ぶりにつき動かされての学習です。ちょっと難しい言い方をすれば、〈主体的な学習〉とい  
うことになるでしょう。もっと平たく言えば、自分の興味や関心に導かれ、いろんなことを体験し、自  
分の成長のコヤシにすることです。それも強いられることなく、あくまで子ども自身が主人公に  
なっていることが大切なのです。現在の学校で、とくに登校拒否の子どもが出るような学校で、最  
も欠けているのがこの点ではないでしょうか。

### 義務教育は子どもの義務だという神話

小学校や中学校に行かなくなった子どもに対して、まわりの大人(例えば、親や教師や親戚の  
おじさんやおばさん)がよく使うせりふに、次のようなものがあります。

「今は義務教育なんだ！」

「学校に行くことは、お前の義務だ！」

実は、私も数年前までは、義務教育ということにこだわっていました。登校できない子どもを何とかして学校に行かせようと頑張っていたときがありました。出勤前に、いつもより早い時刻に家を出て、子どもの家へ行き、一所懸命説得を試みて学校に行かそうとしたものです。しかし、今あらためて振り返ってみると、そういうやり方がうまくいったためしは、まったくと言ってよいほどなかったように思います。

しかし、小学校や中学校教育は、本当に子どもにとって義務教育なのでしょうか。日本国憲法には、国民の教育に関して次のように定められています。

第二六条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

子どもにとって、教育を受けることは決して義務ではなく権利なのです。権利というのは、義務とは違って、それを一時的であれ永久的であれ、辞退したり放棄したりすることのできるものです。ですから、子どもが教育を受けたいと言っているのを妨げることは許されませんが、子ども自身が「今は教育を受けたくない」と言うならば、その子どもの意見は尊重されなければなりません。この意見表明権は、昨年（一九八九年）一月に国連で採択された児童権利条約の条文にもなっています。

もともと子どもが、はつきりとそのような教育権の一時的棚上げを口にできるとは限りません。第一に、まわりの大人たち（教師や親）が、普通はそんなことを認めはしません。第二に、子ども自身が深い罪の意識にとらわれていますので、そんなことを勇氣をもって言えるとはがぎりません。第三に、むしろこれが最大の理由かもしれませんが、先に述べたような、子どもにとっての、いわゆる「義務教育」の意味が、一般に理解されていないということがあります。とりわけ学校の教師自身が「義務教育」の意味を誤解していることがしばしばあります。

先にあげた憲法第二六条は、その第二項に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とありますので、よけい誤解されやすいようです。これは、敗戦後の困窮時代に、親が自分の子どもを労働力として利用し、権利としての教育を奪うことが稀ではなかったからです。今や時代は変わり、子どもに少しでも上の学校に行かせたがる親は星の数ほどいても、「学校なんか行かずに働け！」などと言う古風な親はまずいません。ですからこの第二六条第二項は死文化したようなものです。第一項に明確に書かれているように、教育を受けることは、国民（たいていは子ども）にとっては、あくまで権利であるということを再確認しておくことが大切です。

子どもが学校に行き、教育を受けるのは、子どもの義務であるという誤った認識が日本国中を覆っています。これも登校拒否をめぐる神話のひとつです。子どもが教育を受ける権利を、自分で一時辞退したり留保したりすることは、法に触れることでもなければ肩身の狭い思いをすることでもない、ということをはつきりさせておきましょう。義務教育を、子どもが教育を受ける義務だと誤解すると、学校に行けない子どもを追いつめてしまい、無用の罪責感を植えつけることとなります。学校に行かないことは、当然の義務を果たしていないことだとか、悪いことをしているのだとかいう世間の考えが、子どもを家の中から出づらくさせてしまうのです。誤った「義務教育」観念

と、いわれ無きへ罪責感とから、子どもも親もともに解放される必要があります。

文部省検定済みの社会科の教科書にすら、「教育を受ける権利は、学校教育だけでなく、生涯を通じて大切なものとされるようになっていく(生涯教育)。学校以外にも、学習の場があることに目を開こう」とあります。教科書ですら学校を相対化しているのです。学校は、唯一絶対の教育機関ではなく、単に、いくつかある教育・学習手段のうちの一つに過ぎないということに気づくことです。大切なことは、本当に自分にふさわしい学習のあり方、教育の受け方を見つけることです。もし、文部省公認の学校が自分には合わないということに気づいたら、いつまでも学校にしがみつかないで、もっと自分に合った場所や手段を探すべきです。コート着、暑ければ脱ぎ、寒ければ着るように、学校も、自分に合わなければ脱ぐし、合えば着る。そのように大層自由なつき合い方が学校に対してできるようになれば、子どもの心はずいぶん楽になるはずなのです。

### 登校拒否は無気力症になるといふ神話

学校に行かない、あるいは行けない子どもの親にとって、自分の子どもが将来どうなるかということは、とても心配なことだと思えます。登校拒否をする子どもは、将来社会人になれないとか、まともに職業につけないとか、人づき合いができないとか、その他いろんな悲観的デマと言ってもよいような情報が耳に入ってくることでしょう。

最近、親を最も不安に陥れている「学者」の一人に、稲村博氏があります。稲村氏の考えに対しては、多くの人が批判をしています。しかし、稲村氏の方も決して黙っているわけではなくて、次々に論文や本を出して反論しています。しかし私には依然として納得できない部分が目につきます。たとえば、『若者・アパシーの時代』(NEA ブックス)でも、登校拒否後のアパシー(無気力症)を大きな問題として取り上げ、登校拒否症が容易ならぬ病気であると論じています。その根拠のひとつとして、登校拒否はその後どうなるかを調べた調査(予後調査)を二つあげているのですが、ほとんどの著者が「予後はよい」と書いているのに「予後は芳しくない」とねじまげたり、予後がよくないものの率を増して利用したりで、とても自分勝手な書き方をしています。また「一〇年前後の予後結果で全体の三分の一前後が無為な状態にあることを示しています。これは大変なことだ、精神科領域でかつて最も予後が悪いとされていた精神分裂病(マ)でも、今日きちんと治療をすれば、それよりもむしろ予後がよいといえる。その意味では、登校拒否症は軽いどころか容易ならぬものだといわねばならない。(中略)日頃、思春期外来などをやっている、分裂病の人が来訪するとほとんどの予後がよいと述べている。登校拒否症やアパシーに比べて治療が実にくらべてあり、予後もよいからである。これは思春期や青年期の臨床をやっている立場の正直な実感である。」と述べ、分裂病の予後と比較して、登校拒否の予後がきわめて悪いという印象を読者に与えようとしています。

英国の代表的な教科書の中で、ウイングは、これまでの分裂病の予後研究の結果をまとめていますが、それによると、予後が完全に良好なのは二五％に過ぎず、予後のまったく不良なのが一〇％、残る六五％は再発を繰り返したり、軽度中度の障害を残したりすると述べています。このことから、分裂病の予後が登校拒否よりもよいとは言えず、しかも分裂病の患者さんの多くが長期間にわたって強力精神安定剤を飲み続けることを余儀なくされるのですから、およそ両者の予後や治療のしやすさを稲村氏流に比較することは意味がありません。登校拒否の子どもや家族に、これ以上不必要な不安や恐怖感を与えることはやめていただきたいものだと、つくづく思っています。